

2021年（令和3年）10月23日

各種制限の解除；「基本的対策徹底期間」

ご利用者各位

# お知らせ

緊急事態宣言解除後の感染者の減少傾向が続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について、神奈川県対処方針が改定され10月21日に市民利用施設等の市の基本方針が示されました。

以下の通りです。

記

## 1. 基本的な対応の考え方

- 緊急事態宣言解除後は、副市長通知等の対応について（通知）に基づき対応することとし「公園施設利用再開ガイドライン」等を遵守し、基本的感染防止対策の徹底を継続する。
- 利用時間の制限や酒類の提供制限を解除するとともに、キャンセル料の特例を廃止する。

## 2. 実施期間；令和3年10月25日（月）～11月30日（火）

## 3. 公園施設利用に係る対応

### （1）利用について

- 感染防止対策を徹底した上で原則開館。  
三密の回避や手指の消毒・マスクの着用などの基本的な感染防止対策の徹底。

### （2）「公園施設利用再開ガイドライン」は今回の趣旨を踏まえて改定する（別途通知）

\*参考；① 別紙-1 事務連絡（令和3年10月22日）

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る公園施設の考え方について（通知）

② 別紙-2 副市長（令和3年10月21日）

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について（通知）

③ 3.(2)より横浜市指定管理弓道場の人数制限等について検討予定

今後とも新型コロナウイルス感染症拡大防止に、ご理解とご協力をお願い致します。

本郷ふじやま公園弓道場

事務連絡  
令和3年10月22日

指定管理者各位

環境創造局  
公園緑地管理課長

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る公園施設利用の考え方について（通知）

緊急事態宣言解除後の公園施設利用の考え方については、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る緊急事態宣言解除後の公園施設利用の考え方について（通知）」（令和3年9月29日事務連絡）に基づき、御対応いただいているところです。

このたび、10月21日に本市の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、市民利用施設等の市の基本的な方針が示されましたので、次のとおり御対応くださいますようお願いいたします。

#### 1 基本的な対応の考え方

- ・ 緊急事態宣言解除後は、副市長通知（「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について（通知）」令和3年10月21日 総緊第942号）に基づき対応することとし、「公園施設利用再開ガイドライン」等を遵守し、基本的感染防止対策の徹底を継続する。
- ・ 利用時間の制限や酒類の提供制限を解除するとともに、キャンセル料の特例を廃止する。

#### 2 実施期間

令和3年10月25日（月）～11月30日（火）

※各施設において、必要な準備を整えたいうえて、実施

#### 3 公園施設利用に係る対応

##### (1) 利用について

- ・ 基本的感染防止対策を徹底した上で原則開館
- ・ 利用時間の制限や酒類の提供制限を解除するとともに、キャンセル料の特例を廃止する。
- ・ バーベキュー場や体育館などの利用人数や古民家・西洋館等の一度に入場できる観覧人数については、ガイドラインを踏まえて、引き続き、対応を継続する。

##### (2) 利用者への注意喚起

- ・ 利用者に対し、会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。

- ・ 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）についても、改めて周知徹底

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>

[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)

### (3) その他

- ・ 施設を利用した集客イベント等の開催基準の制限等については、「4 行為許可によるイベント等への対応」に基づき対応
- ・ 管理許可施設も指定管理施設と同様の対応

## 4 行為許可等によるイベントへの対応

- ・ イベントの開催にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和3年10月20日改定）の「2（3）イベントの開催制限」のとおりとする。  
また、県事務連絡「イベントの開催に係る県への事前相談及び事後フォローアップについて（令和3年9月30日）」に基づき、必要に応じて県への事前相談など行ってください。
- ・ 利用時間の制限や酒類の提供制限を解除するとともに、キャンセル料の特例を廃止する。
- ・ 混雑回避のための整理及び誘導等、基本的感染防止対策の実施及び業種別ガイドラインを遵守。また、人数制限については、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和3年10月20日改定）の「別紙3 イベントの開催制限について」のとおりとする。
- ・ 主催者に対し、イベント開催時及びその前後における会食や対面での飲食等の自粛を、積極的に呼び掛ける。
- ・ 基本的な感染防止対策（「3つの密の回避」や「感染リスクが高まる『5つの場面』」等）についても、改めて周知徹底  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614802.pdf>  
[https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes\\_poster\\_20201211.pdf](https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf)
- ・ 市及び外郭団体、指定管理者が主催するイベント等の取扱い  
イベントの開催にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和3年10月20日改定）の「2（3）イベントの開催制限」のとおりとする。

## 5 利用者への周知

- (1) 本通知の趣旨を踏まえ、ホームページ及び公園の掲示板等での周知徹底をしてください。
- (2) 多くの利用者が訪れる観光公園や大規模な公園、動物園などは看板を掲出するなどして注意を喚起してください。
- (3) 利用者への説明に際しては上記の趣旨を踏まえた丁寧な説明をしてください。

## 6 その他

「公園施設利用再開ガイドライン」は今回の趣旨を踏まえて改定し、別途通知しますので併せて御確認ください。

担当 公園緑地管理課 船山 井上  
電話 671-2643

各区局・統括本部長

副 市 長

**新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について（通知）**

神奈川県は、県対策本部会議を 10 月 20 日に開催し、10 月 25 日から 11 月 30 日までを「基本的対策徹底期間」としたうえで、各種要請を解除することを決定しました。

これを受け、10 月 21 日に市対策本部会議を開催し、市民利用施設等における利用時間の制限、酒類の提供制限等の各種制限を解除するとともに、キャンセル料の特例を廃止することについて決定しました。

ついては、10 月 24 日をもって「緊急事態宣言解除後の本市が所管する市民利用施設等の対応方針について」（令和 3 年 9 月 28 日付総緊第 851 号）を廃止します。

各区局においては、10 月 25 日から、以下の点に留意のうえ、市民利用施設等の運営及びイベントの開催にあたってください。

なお、所管する外郭団体及び指定管理者等に対し、これに準じて対応するよう依頼又は指示してください。

**1 運営等における留意点**

- (1) 本市が所管する市民利用施設等は、業種別ガイドラインを遵守し、三つの密の回避や入場整理など、基本的感染防止対策を実施してください。

※施設を活用した集客イベント等が開催される場合、主催者に対して、可能な範囲で、収容率や人数上限の要件について「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和 3 年 10 月 20 日改定）の「2（3） イベントの開催制限」のとおりとなるよう協力を依頼してください。

- (2) 本市が主催するイベント等の開催にあたっては、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（令和 3 年 10 月 20 日改定）の「2（3） イベントの開催制限」のとおりとしてください。

また、県事務連絡「イベントの開催に係る県への事前相談及び事後フォローアップについて（令和 3 年 9 月 30 日）」に基づき、必要に応じて県への事前相談など行ってください。

**2 実施期間**

令和 3 年 10 月 25 日（月）～11 月 30 日（火）

※各区局・施設において、必要な準備を整えたいうで実施